

# 違法に設置されているエレベーター対策について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置された違法エレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。

工場等に、表1に該当する昇降機を設置する際には、建築基準法に基づき建築確認、完了検査を受けなければなりません。

また、竣工後も建築基準法に基づいて定期的に検査報告することが義務付けられております（労働安全衛生法に基づく、積載荷重1 t以上のエレベーターを除く）。

所有者、管理者及び事業者の方におかれましては、昇降機を適法に設置し、適正に維持管理いただくようお願いします。

表1 建築基準法での昇降機の適用範囲（建築基準法施行令第129条の3第1項）

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| エレベーター   | かごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの |
| 小荷物専用昇降機 | かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの |

表2 東京都の昇降機に関するお問い合わせ先

| 問合せ先                            | 対象建築物                                       | 連絡先                                 |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 東京都都市整備局<br>市街地建築部建築指導課<br>検査担当 | 23区内の延べ面積10,000㎡<br>を超えるものかつ島嶼（すべて）         | TEL 03-5388-3361<br>FAX03-5388-1356 |
| 多摩建築指導事務所<br>建築指導第一課<br>構造設備担当  | 狛江市，稲城市，武蔵村山市，<br>多摩市，昭島市，東大和市，<br>国立市      | TEL 042-548-2063<br>FAX042-525-8369 |
| 多摩建築指導事務所<br>建築指導第二課<br>構造設備担当  | 小金井市，清瀬市，東村山市，<br>東久留米市                     | TEL 042-464-1015<br>FAX042-461-3115 |
| 多摩建築指導事務所<br>建築指導第三課<br>構造設備担当  | 西多摩郡奥多摩町・日の出町・<br>瑞穂町・檜原村，あきる野市，<br>青梅市，羽村市 | TEL 0428-23-3793<br>FAX0428-23-9497 |

（注記）  
23区内の延べ面積10,000㎡以下の建築物に設置されている昇降機に関する問い合わせ先は、各区役所になります。また、表2に記載されていない市については、各市役所にお問い合わせをしてください。

このリーフレットに関する一般的な  
お問い合わせ先 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎 3階南側  
市街地建築部建築企画課設備担当 電話：03-5388-3349

# エレベーターをより安全にご利用いただくために

## 挟まれ防止対策 と 閉じ込め防止対策

近年、エレベーターの異常動作による挟まれ事故や地震による閉じ込め被害が発生しております。

挟まれ事故の防止や閉じ込めの軽減を図るためには、建築基準法の最新基準に適合するように改修を行うことが必要です。

### 挟まれ防止の対策はできていますか！？

挟まれ防止の装置がないエレベーターでは、戸開走行事故が発生するおそれがあります。

「挟まれ事故（戸開走行）」とは、（イメージ図）  
機器の異常により、エレベーターの戸が開いたまま、かごが動いてしまうことを「戸開走行」といいます。

この「戸開走行」により利用者の人命に係わる、挟まれ事故が発生しています。

この対策として「戸開走行保護装置」の設置が有効です。

挟まれ事故（戸開走行）防止対策はリーフレットの中をお読み下さい。

### 閉じ込め防止の対策はできていますか！？

地震への備えが不十分なエレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがあります。

「閉じ込めとは」（イメージ図）  
地震により、エレベーターが停止し、かごの中から出られなくなる閉じ込め等の被害が発生しています。

首都直下地震が発生した際は、都内でも閉じ込めによる甚大な被害が発生すると予測されます。

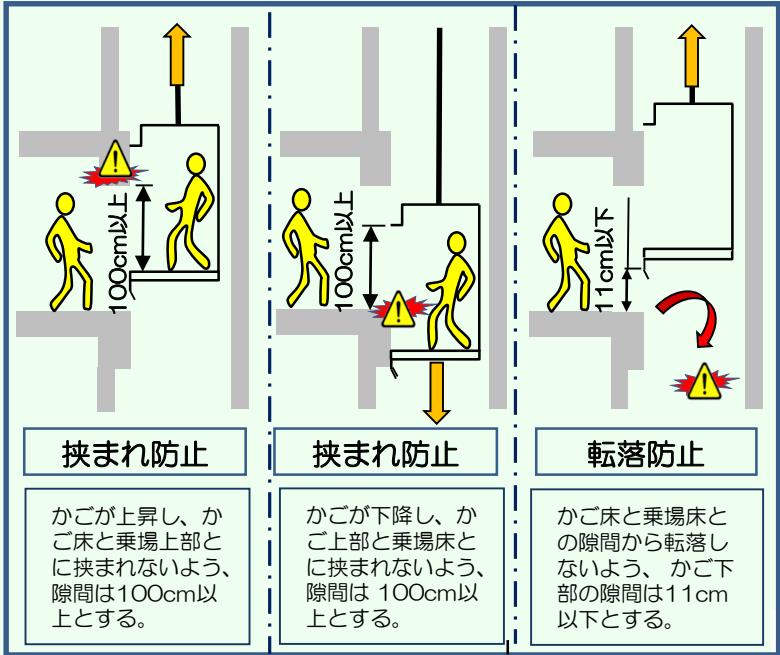
この対策として「地震時管制運転装置」の設置や「主要機器の耐震補強」が有効です。

閉じ込め防止対策はリーフレットの中をお読み下さい。

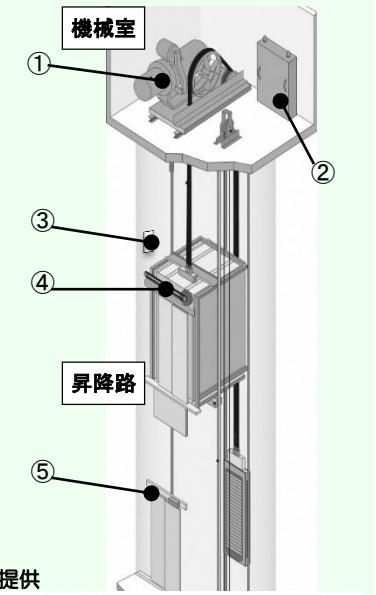
# 戸開走行保護装置について

戸開走行保護装置は、エレベーターの運転の制御回路、又は一つのブレーキなどが故障状態であっても、通常の運転の制御回路から独立した戸開走行保護装置専用の制御回路と二重ブレーキとでかごを制止させる安全装置です。

なお、この装置は国土交通大臣の認定が必要です。



『戸開走行保護装置』システム概要  
機器の配置は、機械室ありタイプの一例を示しています。  
①二重ブレーキ  
②戸開走行保護装置・回路  
③特定距離感知装置  
④かごの戸のスイッチ  
⑤乗場の戸のスイッチ



資料提供 一般社団法人日本エレベーター協会

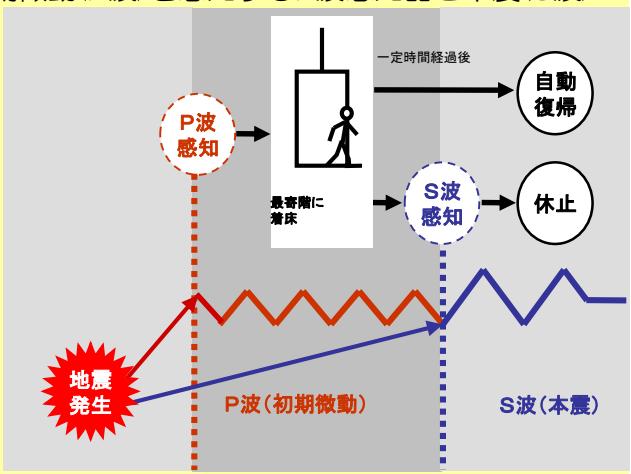
# 地震時管制運転装置について

## 地震時管制運転装置の地震感知器の種類

■地震時管制運転装置の地震感知器には、初期微動(P波)を感知するP波感知器と本震(S波)を感知するS波感知器の2種類があります。

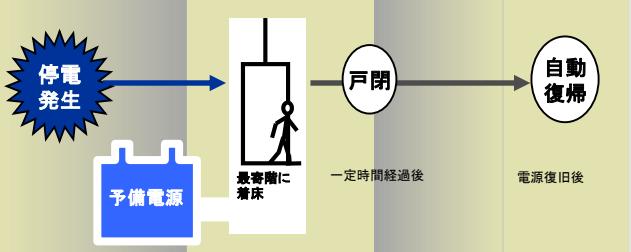
## 地震時管制運転装置の機能

- 地震時管制運転装置は、初期微動(P波)を感知したときに強制的にエレベーターを最寄り階に停止させて乗客の閉じ込めを防止します。
- さらに本震(S波)を感知したときにはエレベーターを休止し、機器の損傷拡大を防止します。
- P波感知器動作後、一定時間内にS波感知器が動作しない場合は、平常運転に自動復帰します。



## 地震時管制運転装置用の予備電源

■地震発生後に停電しても、予備電源があると、エレベーターを地震時管制運転装置で最寄り階に着床させることができ、閉じ込めを防止できます。



下記のURLに閉じ込め防止に関する詳しい情報を掲載しております。  
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/elevator/index.html>

# 安全マーク表示制度について

## 安全マーク表示制度とは

エレベーター安全装置設置済マーク（安全マーク）とはエレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が認識できるように、それぞれ設置済みであることを示す安全マークを表示する任意の制度です。

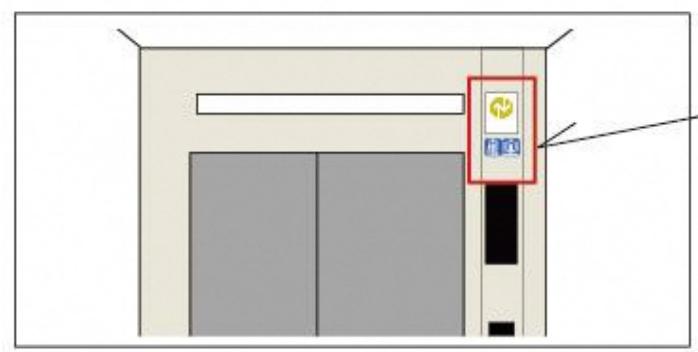


戸開走行保護装置設置済みマーク

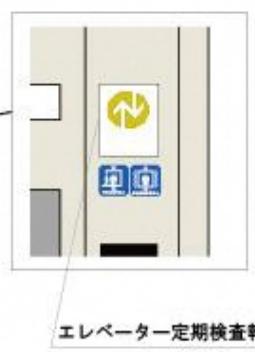


地震時管制運転装置設置済みマーク

この制度に関する詳細については、下記にお問い合わせください。  
一般社団法人建築性能基準推進協会  
電話番号：03-3513-7561  
ホームページ：http://www.seinokyo.jp/



エレベーターかご内 安全マーク表示例



エレベーター定期検査報告済証



エレベーター乗り場 安全マーク表示例

安全マーク表示デザイン例